

条件付き一般競争入札を実施するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和8年(2026年)3月19日

下関市長 前田 晋太郎

記

1. 業務名 観光施設自家用電気工作物保安管理業務
2. 実施場所 仕様書（別紙1）のとおり
3. 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり
4. 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
5. 入札条件
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 過去2年間において、国又は地方公共団体その他公共団体と同種の契約を締結し、すべて誠実に履行していること。
 - (3) この公告の日から本業務の入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 公告日現在において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の「庁舎等管理業務」のうち「電気設備保全管理」に登録があること。
 - (5) 下関市内に本社、支店又は事業所を有すること。
 - (6) 入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがされている者（民事再生法に基づく再生計画の認定決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
 - (8) 24時間体制で事故の受付と事故出動の態勢をとっており、事故発生時には速やかに出動して原因を究明し、応急措置や再発防止策を報告することができること。

6. 申請方法

「入札参加資格確認申請書（別紙4）」及び「過去2年間の契約実績を示す書類（別紙5）」を下関市観光スポーツ文化部観光施設課に郵送又は持参し提出すること。ただし、郵送の場合は提出期限内に必着のこと。

7. 申請書提出期限等

(1) 提出期限 令和8年3月25日（水）午後1時までとする。

なお、申請書及び添付書類が不備の場合、又は提出期間を経過した場合は受理しない。

(2) 提出先 〒750-8521

下関市南部町1番1号

下関市観光スポーツ文化部観光施設課

8. 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、「入札参加資格確認通知書（別紙6）」により通知する。入札参加資格が無いと通知された者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）の午後5時までに書面を下関市観光スポーツ文化部観光施設課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

9. 質問方法

(1) 本業務に関する質問は、下関市観光スポーツ文化部観光施設課にファクシミリによること。

下関市観光スポーツ文化部観光施設課

FAX番号 083-231-1847

(2) 質問の期限は、令和8年3月24日（火）午後1時までとする。

(3) 質問の回答は、速やかに質問提出者のみに行う。

10. 入札方法

(1) 持参によること。郵便による入札は認めない。

(2) 入札において使用する入札書は、別添様式（別紙7）を使用すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ

るか、免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。

- (3) 代理人による入札者については、委任状（別紙8）を提出すること。

1.1. 入札日時等

- (1) 入札日時 令和8年3月30日（月）11時
(2) 入札場所 〒750-8521 下関市南部町1番1号
下関市役所 本庁舎西棟101相談室

1.2. 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

1.3. その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札参加者が開札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (3) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は無効とする。
- ア 入札保証金の納付が必要な場合において、入札保証金の納付がないもの又は不足するもの。
- イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの。
- ウ 金額を訂正した入札書によるもの。
- エ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
- オ 委任状を持参しない代理人のしたもの。
- カ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
- (4) 本入札に関する書類の作成に当たっては、「消せるボールペン」を使用してはならない。使用した書類については、一切無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し、または延期する場合がある。
- (6) 入札参加資格確認申請に係る費用はすべて申請者の負担とする。

- なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等を返還しない。
- (7) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
 - (8) 本契約において得た入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。

以上